

# 宿泊約款

## Terms and Conditions

### 適法範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 宿泊契約の申込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日および到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) 1. 申込者名およびその連絡先  
2. 宿泊料金の支払い者名およびその連絡先
  - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- (6) 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテルの平穏な秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊客の中に、次に該当するものがあるとき。
  - 1. 暴力団員、暴力団関係者または構成員、その他の反社会的勢力
  - 2. 暴力団員等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - 3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (9) 宿泊客がホテル施設または従業員に対し暴力等の威圧的な要求をし、あるいは合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、明らかに支払い能力がないと認められたとき。
- (11) その他都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

### 宿泊客の契約解除権

第6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 当ホテルの契約解除権

第7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテルの平穏な秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (6) 宿泊客の中に、次に該当するものがあるとき。
    - 1. 暴力団員、暴力団関係者または構成員、その他の反社会的勢力
    - 2. 暴力団員等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - 3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (7) 宿泊客がホテル施設または従業員に対し暴力等の威圧的な要求をし、あるいは合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - (8) 宿泊客に、明らかに支払い能力がないと認められたとき。
  - (9) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
  - (10) その他都道府県条例の規定する場合に該当するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
  - (3) 出発日および出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 午後3時までは、室料金の4分の1
  - (2) 午後6時までは、室料金の2分の1
  - (3) 午後6時すぎは、室料金の全額

## 利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

## 料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当ホテルは、宿泊客の契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

## 寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ちになった物品または現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

## 駐車場の責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 免責事項

第19条 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものいたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

## 支配する言語

第20条 この約款は日本語と英語で作成されますが、その文の間に不一致または相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

## 約款の改定

第21条 本宿泊約款は、当ホテルの都合により改定することがあります。本宿泊約款が改定された場合は、改定日の一か月前までに当ホテルのホームページ等にて閲覧可能な状態にて掲出するものとして、改定後の本宿泊約款の効力は改定日の午前0時から生じるものといたします。

別表第1 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項および第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 飲食料およびその他の利用料金 ④ サービス料(③×10%)
	税金	消費税・宿泊税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数		契約解除の通知をうけた日	不 泊	当 日	前 日	9日前	20日前
一般	14名まで		100%	80%	20%	—	—
団体	15名～99名まで		100%	80%	20%	10%	—
	100名以上		100%	100%	80%	20%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。  
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

# 都ホテル 京都八条 利用規則

## Miyako Hotel Kyoto Hachijo Use Regulation

ホテルの公共性と安全を確保するため当ホテルをご利用のお客様は、当ホテルが別に定める宿泊約款第10条に基づく利用規則の規定を履行し、かつ遵守していただきます。この規則の禁止事項を遵守していただけない場合は、当ホテルのご利用をお断りする場合があります。

### 遵守していただく禁止事項

1. 客室を当ホテルが許可する場合を除いて、宿泊以外の目的に使用すること。
2. 廊下および客室内で暖房用、炊事用などの火気を使用すること。
3. 近くに可燃性の物品があるなど、火災の発生しやすい場所や原因となりやすい方法で喫煙すること。
4. 当ホテルが禁煙と指定する場所において喫煙すること。
5. 当ホテルが別に定める宿泊約款 第5条の(3)ないし(11)の各号いずれかに該当するとき。
6. 館内に次のようなものを持ち込むこと。
  - (1) 犬(盲導犬等の介助犬を除く)、猫、鳥類、虫類及び家畜類等の動物
  - (2) 悪臭を発するもの
  - (3) 著しく多量な物品
  - (4) 火薬類や揮発油等、爆発または引火しやすいもの
  - (5) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刃剣類
7. 館内および客室内で、賭博及び風紀を乱すような行為をすること。
8. 客室内に外来者を招いて、客室内の諸設備、諸物品を使用すること。または、外来者に客室内および客室階に立ち入らせること。
9. 客室やロビーを事務所代わりに使用すること。
10. 館内および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てること。
11. ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けるなど、現状を変更するような加工をすること。
12. ホテルの外観を損うような品物を窓に掛けること。
13. 他のご利用のお客様に、広告物等を配布・投入すること。または配布・投入しようとする事。
14. 廊下やロビーなどに所持品を放置すること。
15. パブリックスペースにおける飲食。またはホテル外から飲食物の出前を取る事。

### 手続きをお願いする事項

1. 7日以上で宿泊される場合は、あらかじめ先の7日分を先に精算していただくようお願いいたします。7日以内でも、10万円を超えた場合、ホテルからの請求がありましたらお支払いいただくようお願いいたします。
2. ご予約宿泊日数をご変更いただく場合は、あらかじめフロントにご連絡ください。
3. ご予約宿泊日数をご延長いただく場合は、延長以降の勘定を先にお支払いください。
4. お預かりの洗濯物、クローゼットでのお預り物やお忘れ物の保管は、特にご指定のない限り、その処置については法令および慣習等に基づくものとします。
5. 現金その他貴重品は、フロントにお申し出ください。  
お預かり物以外の物品の紛失につきましては、当ホテルは一切責任を負いません。
6. ご予約のない場合、前日または当日予約およびご連絡先が携帯電話の場合は、お預かり金をいただきます。